

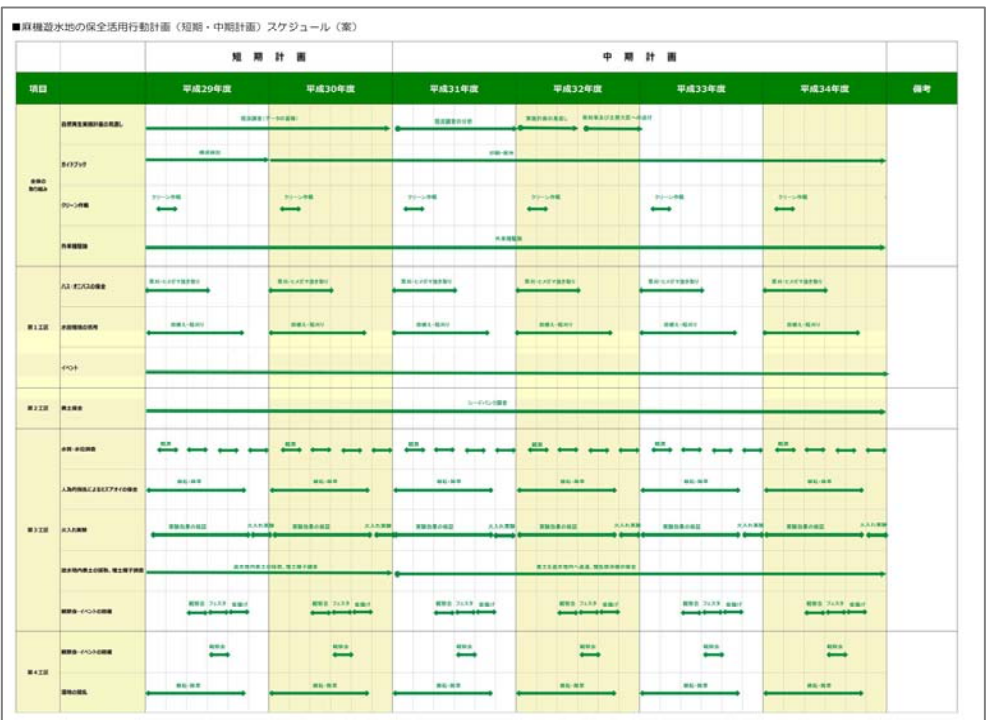
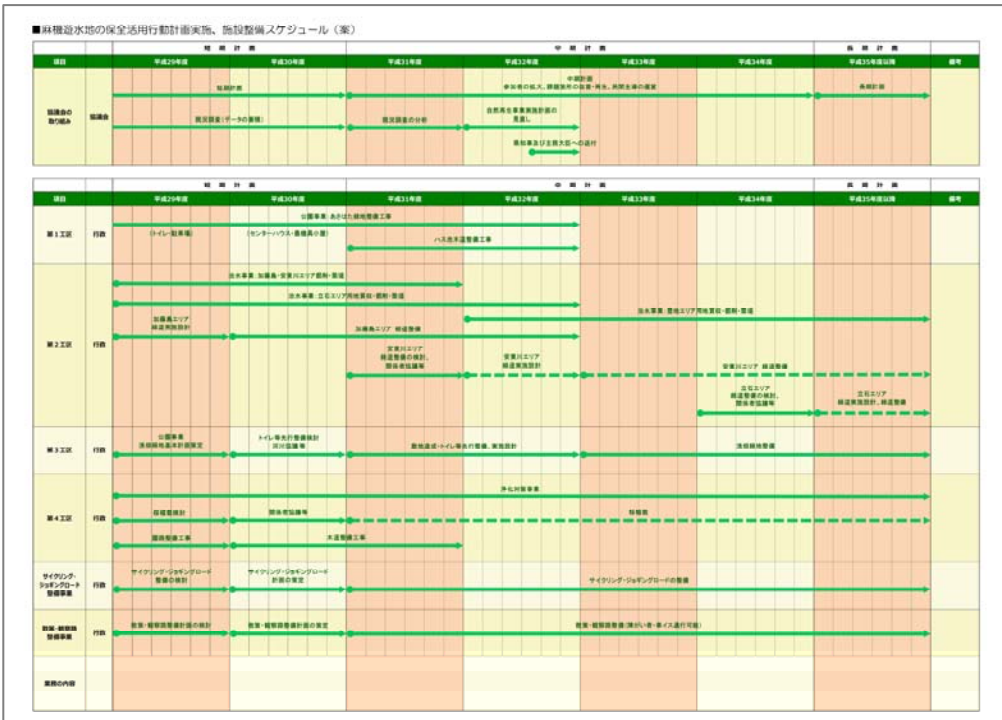
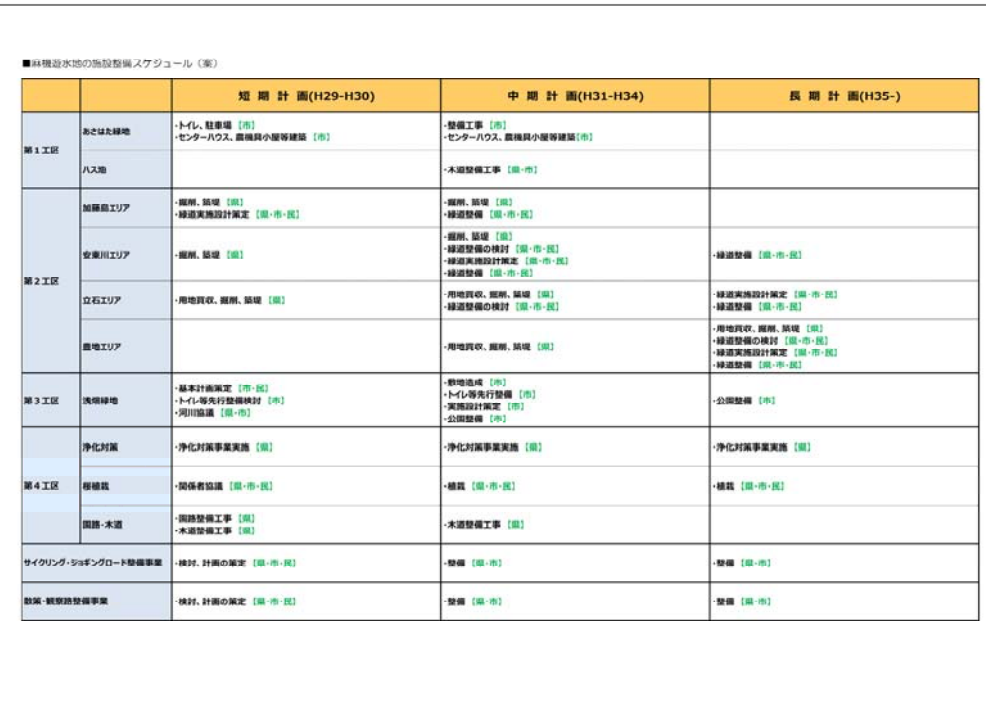


■麻機遊水地保全活用行動計画（案）修正箇所

| No | ページ | 章/項目 | 修正概要 | 3月9日時点（旧） | 最終版（新） |
|----|------------------|--|-------|--|---|
| 1 | (旧) P2 (新) P2 | 第1章 麻機遊水地保全活用行動計画の概要 1-2 計画の位置づけ | 文言の追加 | また、静岡市では、「第3次静岡市総合計画」や「都市計画マスタープラン」、「みどりの基本計画」、「静岡市生物多様性地域戦略」などを踏まえ、麻機遊水地が地域の活性化に資するように、遊水地とその周辺を含む地区全体の土地利用や取組みに関する基本的な考えや方針を示した「麻機遊水地地区ランドデザイン」を作成した。 | また、静岡市では、「自然再生全体構想」や「巴川水系河川整備計画」、さらには「第3次静岡市総合計画」や「都市計画マスタープラン」、「みどりの基本計画」、「静岡市生物多様性地域戦略」などを踏まえ、麻機遊水地が地域の活性化に資するように、遊水地とその周辺を含む地区全体の土地利用や取組みに関する基本的な考えや方針を示した「麻機遊水地地区ランドデザイン」を作成した。 |
| 2 | (旧) P3 (新) P3 | 第1章 麻機遊水地保全活用行動計画の概要 1-3 これまでの課題と計画の年次目標 | 文言の修正 | そのため、協議会員の募集や予算等も確保したうえで、協議会組織の見直しを行い、 現状を維持していくことから取組みをはじめ、中・長期的には、現状の課題点の改善、失われた自然環境の再生、さらには、遊水地周辺の自然環境にも目を向け、この地域全体の環境改善を目指していく。 | そのため、協議会員の募集や予算なども確保したうえで、協議会組織の見直しを行い、 実施可能な取組みや現状を維持していくことからをはじめ、中期的には、取組み範囲を遊水地全体に広げ、長期的には遊水地周辺の自然環境にも目を向け、この地域全体の環境改善を目指していく。 |
| 3 | (旧) P4~5 (新) | 第1章 麻機遊水地保全活用行動計画の概要 1-4 麻機遊水地保全活用行動計画の構成 | 表の削除 | 1-4 麻機遊水地保全活用行動計画の構成 第1章 麻機遊水地保全活用行動計画の概要 (P1~) 第2章 実施者の名称と実施者の属する協議会 (P6~) 第3章 自然再生の対象区域と麻機遊水地の概要 (P7~) | 削除 |
| 4 | (旧) P6 (新) P4 | 第2章 実施者の名称と実施者の属する協議会 2-1 実施者の名称と実施者の属する協議会 | 文言の修正 | 本麻機遊水地保全活用行動計画（以下、「行動計画」という）は、 麻機遊水地保全活用推進協議会（以下、「協議会」という）、静岡県（静岡土木事務所）及び静岡市が実施者となり、官民が一体となり麻機遊水地の自然環境の保全・再生や、自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指すための取組みについてまとめたものである。 | 本麻機遊水地保全活用行動計画（以下、「行動計画」という）は、 麻機遊水地保全活用推進協議会（以下、「協議会」という）が実施者となり、官民一体で麻機遊水地の自然環境の保全・再生や、立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指すための取組みについてまとめたものである。 |

| No | ページ | 章/項目 | 修正概要 | 3月9日時点(旧) | 最終版(新) | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|--|----------------------------------|---|--|--------------------------------|-----------------------------------|--|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 5 | (旧) P12~23 (新) P10~27 | 第3章 自然再生の 対象区域と麻機遊水 地の概要 3-2-4 麻機遊水地の 自然環境 | 構成の変更 (「現状の課題」を 「3-2-7 現状の課題 点」へ、「これまで の取組み」を「3-2-5 自然再生事業実施 計画における取組 状況」へ集約) | <p>3-2-4 麻機遊水地の自然環境とその課題、これまでの取組み</p> <p>(1) 植物 これまでに麻機遊水地で確認された植物は約 600 種であるが、そのほとんどは草本類(木本類はヤブチドリをはじめ 20 種程度)である。これらの植物の中には、治水工事により田畑が取りこぼされ、土中に埋もれていた埋土種子から蘇った復元種も多い。これらの復元種の中には絶滅が危惧されているものも多く、国や県が絶滅危惧種に指定したミズアオイ、コツツヌマハリイ、オニバス(ともに県版 ROB: VU)、タコノアシ(県版 ROB: NT) やミズワラビ、サクラタデなどの珍しい植物が確認されている。</p>  <p>ミズアオイ オニバス タコノアシ コツツヌマハリイ サクラタデ ハス</p> <p><現状の課題> 麻機遊水地では、治水整備後あまり人の手が加わらなくなったことで、次第に岸の高いヨシやガマの群落への遷移や、湿地の乾燥化・陸域化、さらには外来種の侵入等によりミズアオイなどの絶滅が危惧される植物や多様性のある湿地環境が徐々に消失している。また、オオバクサは、アレルギーの原因になるなど人体への影響もあることから、早急な駆除が求められている。</p>  <p>ヨシ等が繁茂し湿地が陸域化している セイタカアワダテソウ(外来種) オオバクサ(特定外来種)</p> <p><これまでの取組み> 水田表土が残されているエリアでは、土中に埋もれていた埋土種子から多くの絶滅危惧種や珍しい植物が再生したことから、水田表土が残されているエリアの復元や、その表土を活用した公園整備を進め、復元種の保全活動に取り組んでいる。 また、在来種の生育環境を保全するために、外来種の駆除作業にも取り組んでいる。</p>  <p>湿地地の復元 火入れによる遷移の抑制 ハルシヤギク(外来種)の駆除</p> <p>■特定種・珍しい植物の保全・再生リスト</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">特定種保全・再生リスト</th> </tr> <tr> <td><静穏種 絶滅危惧Ⅰ類: EN> ミズネコノオ、コキシギシ</td> <td><静穏種 絶滅危惧Ⅱ類: VU> ツツイモ、スズメハコベ、オオアブノメ、ホソバノガナ、ミズニフ、ヌカボタ</td> </tr> <tr> <td><静穏種 準絶滅危惧: NT> ヤマキヌカバ、タコノアシ、ミズマツバ、ミソコフジ、ウスグサ、ワグサ、ミクリ</td> <td><静穏種 準絶滅危惧: NT> ノニガナ、アスマツクサ</td> </tr> <tr> <td><復元種(静穏種の指定なし) 準絶滅危惧: NT> カマヤシ</td> <td><復元種(静穏種の指定なし) 絶滅危惧Ⅰ類: CR-EN> ジャシクモ</td> </tr> <tr> <th colspan="2">珍しい植物保全・再生リスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2">ミズワラビ、サクラタデ、ミソコフジ、ゴキウソウ、ホソバノガナ、ヒメハダシ、ヒメハダシ、キヌメ、オキナクサ、ヒルムシロ、オトギリ、セロハシ、ミズガヤツリ、カンクワイ、サンカク、アブノメ、アカメヤブチ、コゴメヤブチ、ウリカ、ハス、ヒメコフジ、ヤブチソウ、ミズハコベ、オオアブノメ、シロツブ、コゴメ、ゴキウ、オキナクサ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※「珍しい植物」植物の観察活動を通して、静穏種の地域ではあまり見られなくなった植物、遊水地に生育する植物のうち保全していきたい代表的な植物。</td> </tr> </table> | 特定種保全・再生リスト | | <静穏種 絶滅危惧Ⅰ類: EN> ミズネコノオ、コキシギシ | <静穏種 絶滅危惧Ⅱ類: VU> ツツイモ、スズメハコベ、オオアブノメ、ホソバノガナ、ミズニフ、ヌカボタ | <静穏種 準絶滅危惧: NT> ヤマキヌカバ、タコノアシ、ミズマツバ、ミソコフジ、ウスグサ、ワグサ、ミクリ | <静穏種 準絶滅危惧: NT> ノニガナ、アスマツクサ | <復元種(静穏種の指定なし) 準絶滅危惧: NT> カマヤシ | <復元種(静穏種の指定なし) 絶滅危惧Ⅰ類: CR-EN> ジャシクモ | 珍しい植物保全・再生リスト | | ミズワラビ、サクラタデ、ミソコフジ、ゴキウソウ、ホソバノガナ、ヒメハダシ、ヒメハダシ、キヌメ、オキナクサ、ヒルムシロ、オトギリ、セロハシ、ミズガヤツリ、カンクワイ、サンカク、アブノメ、アカメヤブチ、コゴメヤブチ、ウリカ、ハス、ヒメコフジ、ヤブチソウ、ミズハコベ、オオアブノメ、シロツブ、コゴメ、ゴキウ、オキナクサ | | ※「珍しい植物」植物の観察活動を通して、静穏種の地域ではあまり見られなくなった植物、遊水地に生育する植物のうち保全していきたい代表的な植物。 | | <p>3-2-5 自然再生事業実施計画における取組状況</p> <p>これまで「自然再生事業実施計画」に基づき取組みを進めてきたが、データの蓄積や評価・検証が行われていないことから、データの蓄積や取組みの評価・検証にも取組みとともに、活動の継続、活動範囲の拡大も組織や運営体制を整えながら進めていく必要がある。</p> <p>(1)「多様性のある湿地環境の再生」</p> <p>①水路の再生 <取組み内容> ○第1工区の公園整備において、魚類の生息環境に配慮した水路整備の実施。 ○既存の水路に生息する魚類調査とその救出活動の実施。</p>  <p>整備した水路 調査・救出活動</p> <p>②湿地環境の再生 <取組み内容> ○第1工区内で、希少種が生育している表土を活用した水田、湿地の再生。 ○第3工区の水田表土が残されているエリアを人為的に復元し、ミズアオイを中心とする復元種の保全活動の実施。 ○第3工区内に再生した水田において、障がい者と連携した農業体験と復元種の保全活動の実施。 ○支援学校と連携し、第3工区内の埋土種子調査の実施。 ○第4工区内での、サクラタデやオニバスなどの保全活動の実施。</p>  <p>水田の再生(第1工区) 復元の復元(第3工区) サクラタデの保全(第4工区)</p> <p>③多様性のある池沼部の再生 <取組み内容> ○第1工区において、治水整備と合わせ部分的に池沼部に深みを設置。 ○第3工区において、魚類が移動できるように池沼部の連続性を確保するための掘削を実施。</p>  <p>深みの設置(第1工区) 池沼部の掘削(第3工区)</p> <p>3-2-7 現状の課題点 平成16年に自然再生協議会を設立し、平成22年より自然再生に関する取組みを進めてきたが、現地で作業する委員が少人数であったことや、対象区域面積も広いために取組みは部分的なエリアに限定されていた。 そのため遊水地全体でみると、取組み範囲以外では、外来種の増加や植生遷移の進行、湿地の乾燥化などが進み、自然再生協議会設立当初の自然環境を維持することさえ困難な状況となっている。 また、自然再生全体構想やこれまでの取組みから、麻機遊水地の自然環境や協議会組織などについて、以下の課題が協議会委員より挙げられている。</p> <p>(1)自然環境の課題 ①水質の悪化 麻機遊水地では、洪水時以外での流入水が少ないために水循環が行われにくく、さらには腐植物の堆積などにより水質が悪化していると考えられる。 そのため、井戸の設置や遊水地内の湧水を活用することによる水循環の確保や、池沼部の堆積物の除去などによる水質改善が求められている。</p> <p>②開放水面の減少 外来種で繁殖力の強い植物であるオオバクサやチコグサ、メヒエなどが池沼部に繁殖することにより、その上にゴキツルやサデグサが繁殖し、開放水面や湿地の減少、陸域化が進み、野鳥の飛来などに影響を及ぼしている。 また、池沼部は水深が30cm程度で浅く、ガマなどが繁殖し開放水面が減少している。 そのため、開放水面を維持するために、池沼部の植生管理や、池沼の深掘りなどが求められている。</p>  <p>H19.3 H27.1 池沼部で繁殖するオオバクサ 池沼部で繁殖するガマ</p> <p>※第4工区は、浄化対策工事でH19~H23年度に池沼部の土入れ替えを実施</p> |
| 特定種保全・再生リスト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <静穏種 絶滅危惧Ⅰ類: EN> ミズネコノオ、コキシギシ | <静穏種 絶滅危惧Ⅱ類: VU> ツツイモ、スズメハコベ、オオアブノメ、ホソバノガナ、ミズニフ、ヌカボタ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <静穏種 準絶滅危惧: NT> ヤマキヌカバ、タコノアシ、ミズマツバ、ミソコフジ、ウスグサ、ワグサ、ミクリ | <静穏種 準絶滅危惧: NT> ノニガナ、アスマツクサ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <復元種(静穏種の指定なし) 準絶滅危惧: NT> カマヤシ | <復元種(静穏種の指定なし) 絶滅危惧Ⅰ類: CR-EN> ジャシクモ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 珍しい植物保全・再生リスト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ミズワラビ、サクラタデ、ミソコフジ、ゴキウソウ、ホソバノガナ、ヒメハダシ、ヒメハダシ、キヌメ、オキナクサ、ヒルムシロ、オトギリ、セロハシ、ミズガヤツリ、カンクワイ、サンカク、アブノメ、アカメヤブチ、コゴメヤブチ、ウリカ、ハス、ヒメコフジ、ヤブチソウ、ミズハコベ、オオアブノメ、シロツブ、コゴメ、ゴキウ、オキナクサ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※「珍しい植物」植物の観察活動を通して、静穏種の地域ではあまり見られなくなった植物、遊水地に生育する植物のうち保全していきたい代表的な植物。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | (旧) P33~34 (新) | 第5章 麻機遊水地 保全活用行動計画 | 項目の削除 (「5-1 既定の自然 再生事業実施計画 における課題と行 動計画策定の経緯」 を削除) | <p>第5章 麻機遊水地保全活用行動計画</p> <p>5-1 既定の自然再生事業実施計画における課題と行動計画策定の経緯 平成20年12月に策定した「自然再生事業実施計画」では、以下の取組み目標(5-1-1)を掲げ事業を進めてきたが、自然的要因や組織、運営などにおいて様々な課題(5-1-2)が生じたことにより、当初計画していたとおりには事業を進めることができなかった。 また、自然再生協議会(旧協議会)の設立当時と比べると、麻機遊水地周辺では、新東名高速道路のアクセス道路の整備や公園整備などの社会資本整備が進んだことにより、周辺施設や市民からこの地域の活性化や遊水地の活用に対する要望も高まった。 そのため、これまでの旧協議会で取り組んできた自然環境の保全・再生に関する取組みに加え、保全・再生された自然環境を活かした地域活性化を進めるための基本的な考えを取りまとめた「麻機遊水地地区ランドデザイン」を静岡市が平成27年度に策定した。 麻機遊水地保全活用推進協議会(新協議会)では、自然再生推進法に基づき、旧協議会で作成した「自然再生全体構想」と「自然再生事業実施計画」、さらには静岡市で策定した「麻機遊水地地区ランドデザイン」の概念を併せ持った新たな「麻機遊水地保全活用行動計画」を作成するものとする。</p> <p>5-1-1 既定の「自然再生事業実施計画」における取組目標と内容</p> <p>①「多様性のある湿地環境の再生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水路の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・第1工区の公園整備前にあった水路の再生し、ドジョウやメダカなどの在来魚の保全を図る。 ○湿地環境の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・遊水地内に残されている水田表土を活用し、在来種の保全、再生を図る。 ・植生遷移によって復元種が消失していることから、人為的な復元を行い、復元種の再生を図る。 ○多様性のある池沼部の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・池沼部に深みを設けるなどの変化をつけ、ゲンパナなどの生息、産卵、越冬などの配慮した環境を創出する。また、分断されている池沼部の連続性を確保し、水循環を図る。 ○外来種の駆除 <ul style="list-style-type: none"> ・在来種を保全するために、繁殖力や捕食力の強い外来種を駆除する。 <p>②「人と自然との良好な関わりづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然再生推進のための組織の構築及び人と自然との良好な関わりづくり ・湿地環境を維持するための組織及びルールづくりを行うとともに、昭和30年代前半に見られた人と自然との良好な関係の構築を目指す。 | <p>5-1-2 既定の「自然再生事業実施計画」における取組成果と課題</p> <p>■取組成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湿地の復元作業により、ミズアオイやコツツヌマハリイなどの希少種、復元種が再生。 ○協議会を設立したことにより、遊水地の周辺施設や地域住民、市民、各種団体、企業等の連携が図られた。 ○各種取組み、観察会、イベント、広報活動を通じ、麻機遊水地の認知度が向上。 <p>■自然環境の課題点</p> <p><自然環境の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○植生遷移や外来種、繁殖力の強い植物の繁殖により、開放水面の減少や湿地の乾燥化など、多様性のある湿地環境が消失している。 ○外来種の侵入により、在来種の生息環境が悪化及び、在来種が減少している。 ○流入水が少ないことや腐植物の堆積等による水質悪化が懸念されている。 ○ゴミの不法投棄、犬のフンの放置、外来魚の放流など、利用者のマナーが悪化している。 <p><協議会組織の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻機の魅力が十分に知られていない ○これまで各種取組みを行っているが、人手不足、人材不足等で、動植物の生息・生育状況や水質、利用者数等に関するデータの蓄積ができていない。 <p style="text-align: center;">削除</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| No | ページ | 章/項目 | | 3月9日時点(旧) | 最終版(新) |
|----|------------------|-----------------------|--|---|---|
| 7 | (旧)P53 (新)P55 | 第5章 麻機遊水地 保全活用行動計画 | 文言の修正 | (6) 安全管理の推進 ①施設の改修 ＜短期計画＞遊水地内の施設には、老朽化し腐食している施設もあることから、老朽化した施設の改修を行う。また、水路や池等への転落等の心配がある箇所には、転落防止柵や注意看板の設置を行う。 ＜中期計画＞遊水地内での利用者の事故をなくす。 | (6) 安全管理の推進 ①施設の点検 ＜短期計画＞遊水地内の施設には、老朽化し腐食している施設もあることから、老朽化した施設の点検や危険箇所の確認を行う。 ＜中期計画＞遊水地内利用者の安全性の向上を図る。 |
| 8 | (旧) (新)P59 | 第5章 麻機遊水地 保全活用行動計画 | 表の追加 (「麻機遊水地の保全活用行動計画(短期・中期計画)スケジュール(案)」追加) | |  |
| 9 | (旧)P62 (新)P65 | 第5章 麻機遊水地 保全活用行動計画 | 表の変更 |  |  |